

2024年度社会保障制度等に関する要請について（回答）

- 提出者：鳥取退職者連合中部地区協議会、連合鳥取中部地域協議会
- 受付日：令和6年2月13日
- 回答日：令和6年3月7日

1. 地域包括ネットワークの推進について

- (1)介護保険事業計画および地域医療介護総合確保基金活用計画の策定・執行にあたっては、被保険者・保険料を拠出する労使代表等の市民参画体制のもと、利用者の権利と超高齢化社会への適応を両立させることを基本に進めること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

第9期介護保険事業計画は、公募による市民や幅広い地域関係者で組織する「倉吉市いきいき長寿社会推進協議会」で協議を行い、策定を進めています。基本理念を「住み慣れた地域で、豊かに健やかに暮らせる長寿社会を目指して」とし、計画期間中に、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を迎えることから、地域包括ケアのさらなる深化・推進を目指して取り組むこととしております。

- (2)利用者の必要性和選択を満たす、医療・介護・住宅福祉の切れ目のないネットワーク＝地域包括ケアネットワークを推進すること。「地域ネットワークの要」として保険者ごとの地域包括支援センターを設置し、生活圏域ごとの地域包括支援センターを連携して総合相談・支援機能の強化を講ずること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

誰もが住み慣れた地域で、尊厳を保持しながら自立した生活を続けられるよう、切れ目のない医療・介護・住まい等のサービスを受けることができるように、引き続き介護保険事業計画で「地域包括ケアシステムの深化・推進」を重点課題として位置づけ、各施策に取り組んでいきます。

地域包括支援センターを中心に、生活支援コーディネーター（福祉課題等の解決に向けた身近な相談員）やあんしん相談支援センター（複合課題に対応）など関係機関や民生委員等地域関係者が連携して総合相談・支援機能の強化に取り組むこととしております。

- (3)地域包括支援センター運営委員会等への住民代表の参加、協議内容の公開を促進し、市民への介護保険サービスの周知を行うこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

事業所等が行う運営委員会へは住民代表の参加にいたくとともに、協議内容等の公開を促進し、市民への介護保険サービスの周知やサービス向上を図るように努めています。

(4)健康増進事業の推進

高齢者の健康寿命が健康で快適に生活できるよう「食事・運動・自律的生活・社会との交わり」等を基軸に、医療・介護が連携した健康増進・予防施策を充実すること。また、高齢者のフレイル状態を改善と予防することにより介護予防へとつながる、適切な支援策を充実されたい。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

高齢者のフレイル対策として、本市では地域包括支援センターや地区コミュニティセンター等と連携し、介護予防教室や健康教育を実施しているところです。しかしながらフレイル予防のためには若年期からの取り組みが重要となります。本市では「倉吉市いきいき健康・食育推進計画」を策定し、「健康寿命の延伸」を図ることを目指し、食習慣の改善、運動習慣の確立、健康管理の定着に向けて生涯にわたる健康づくりを推進しています。

今後も、生活習慣の改善のために個々が取り組む活動に加え、地域全体で健康づくりに対する意識を盛り上げ、活動に取り組みやすくなる環境整備に努めていきたいと思っております。

2. 介護保険について

(1) 介護を必要とする高齢者が介護保険制度を利用していない実態がみられるため、高齢者に介護保険制度やそのサービスを周知し、介護予防・重度化防止の観点から適切な介護保険の利用を促すこと。また、ヤングケアラーの課題解決に向けての支援策を講ずること。

あわせて、多様な媒体（広報・掲示・各種セミナー等でのPRなど）で、サービス内容を周知し、市民参画を通じて地域特性を踏まえた介護保険制度の拡充を講ずること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護保険制度や介護サービス事業所について、広く市民に対して理解を深めていただけるよう、様々なツールを活用してわかりやすい情報提供や周知を行い、介護を必要とする方が適切な介護サービスの利用につながるよう、介護予防・重度化防止の観点からも適切な介護保険の利用を促すように取り組んでいきます。庁内関係部署と連携してヤングケアラーの現状を把握するとともに必要な支援策を講じていきたいと考えています。

(2) 既に認定されている要支援者の認定更新、新規の要介護認定申請者とも、「基本チェックリスト」を要介護認定手続きの前置要件としないこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

一律に「基本チェックリスト」実施を前提要件とするのではなく、個々の状況に応じ、本人や家族の方の意向も尊重しながら、要介護認定手続きを行っております。

(3) 訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係で在宅高齢者の生活を支えている。これを分断して「生活援助」に関する人員配置基準や報酬額の引き下げ、利用者の生活ニーズを無視した機械的利用回数制限、利用料上限設定などのサービス切り下げを行なわないこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

訪問介護におけるそれぞれのサービスのうち、生活援助中心型の人員基準を緩和する改正が行われたのは、介護人材不足という喫緊の課題解決のため、専門性などに応じて人材を有効的に活用することを目的として制度改正が行われたものです。

国においては、生活援助中心型サービスは一定の研修を修了した者が担えることとし、県による初任者研修の実施などを充実させることで、人材の質の確保が図られております。

本市では、利用者の考えを尊重しつつ、自立支援に向けて必要とするサービスは適切に提供する体制を整えていきたいと思っております。

(4) 地域在宅生活を支援する小規模多機能型居宅介護を拡充すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

本市では、グループホームと小規模多機能型居宅介護を併設した施設が、令和3年に開設されました。今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者のニーズ、介護者の負担軽減に資する在宅サービスの確保に努めたいと思っております。

(5) 介護福祉施設等の施設入居者の安全・安心を守るための防災・防疫体制を整備すること。また緊急時の医療・介護連携、避難・誘導、備蓄、地域連携の体制整備と定期的検証を実施すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務付けられております。県及び庁内関係部署と連携して支援し、適切な指導等をしていきたいと思っております。

また、感染症対応について、感染症による介護サービス提供体制への影響をできるだけ小さくしていくことが重要であることから、国・県と連携して感染拡大防止を図り、必要な介護サービスを継続して提供できるよう支援してきたいと思っております。

- (6)特別養護老人ホームを整備・拡充し、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。
施設生活が必要な「要介護2以下」の希望者の特例入所を保障すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

特別養護老人ホームの整備については、県が整備する施設と市町村が整備する地域密着型特別養護老人ホームとがありますが、本市においては、今のところ施設整備を計画しておりません。

また、特例入所については、県の指針に沿ってその必要性を適正に判断することに努めたいと思います。

3. 介護労働者の処遇改善と人材確保について

- (1)介護職員の賃金を改善するため、事業者と協力して介護事業所で働くすべての労働者に「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」の効果を及ぼすこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

令和元年に介護人材確保に向けた処遇改善策として、キャリアのある介護職員への更なる処遇改善をベースとして「介護職員等特定処遇改善加算」が行われましたが、この処遇改善においては、原則「経験・技能のある介護職員」「他の介護職員」「介護職員以外の職員」に傾斜配分することとされていますので、介護事業所で働くすべての労働者に効果が及ぶ改善策となっております。

介護人材不足への対応は喫緊の課題であり、今後、国の動向を注視しながら、本市としても介護人材の確保に向け、県と連携しながら介護事業所への支援に取り組んでいきたいと思ひます。

- (2)介護職場における労働法令違反を根絶するため、労働行政と連携し雇用条件・環境の点検・改善に取り組むこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

今後も引き続き介護事業所への適正な指導を実施していききたいと思ひます。

- (3)介護労働者の労働安全衛生の取り組みを強化し、労働災害や感染症を防ぐための必要な設備・機材・備品等の整備、研修を含めた健康管理体制を整備すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

関係法令に基づく衛生管理体制等が整備され、労働災害の防止や労働者の健康の保持が図られるよう、介護サービス事業所の指導監督を県と連携して取り組んでいききたいと思ひます。

4. 認知症対策について

- (1)「認知症の人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざす」という新オレンジプランの基本理念を踏まえ、地域のなかで認知症の人とその家族を支える「見守り・声かけ・相談・支援」の仕組み作りを推進すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

認知症の人とその家族に対する支援には地域の見守りが不可欠です。認知症に対する正しい知識と理解を深めるため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人とその家族への対応、地域住民への啓発等を、地域包括支援センターとも連携しながら取り組んでおります。さらに平成30年度からは、認知症高齢者等で行方不明になる心配のある人を家族の同意により事前登録制度を実施し、地域住民、自主防災組織、生活関連事業者などが参加した見守りネットワークの整備を行っております。事前登録者に、見守りシールを配布し、地域での見守りを強化する対策を進めています。

- (2)医療介護連携による認知症の早期診断・早期対応の体制整備を講ずること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

平成30年度からは、重度化する前に早期の対応を図るため医療や介護の複数の専門職による認知症初期集中支援チームを編成して取り組んでおります。また、TDAS(もの忘れプログラム)の活用等により、集団健診・介護予防教室・通いの場など、多様な機会を通じた認知症の意識啓発・早期発見に取り組んでいます。

(3) 認知症高齢者が、事故で第三者に損害を負わせた場合の発生を防止する社会的な施策を整え、とともに、事故発生の場合家族に過剰な賠償責任を負わせない方策、損害賠償に備える個人賠償保険制度を創設すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

一部自治体では認知症の人の事故などへの損害賠償救済支援策を講じる動きがありますが、現在、本市においては事故が多発しているような状況でもなく、具体的な損害賠償制度の施策は講じておりません。国においても既に議論が行われており、現状は高額な損害賠償事例の少なさ等から、損害賠償保険自体の周知・啓発を行うこととされたと同様です。今後の動きに際しては、国や県内の他市町村の動向を注視していきたいと思っております。

(4) 国の「認知症基本法」の成立を受け、市は、施策基本計画策定の場面に当事者団体代表を参加させ、意見を聴き実効性ある施策を講ずること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

市の認知症基本計画について、今のところ策定の予定はありません。第10期の介護保険事業計画等の策定にあわせて検討していきたいと考えています。その際には当事者団体の参加を得て、意見を聞くなどして、実効性のある施策につなげたいと思っております。

5. 地域公共交通の充実について

(1) 高齢者や障害者の外出機会の保障とまちの活性化のため、地域公共交通を整備・再編成すること。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

本市ではこれまで路線バスを地域公共交通の中心に置きつつ、その利用実態を踏まえながら、例えば、北谷・高城地区における平日の昼間の予約型乗合タクシーの運行をはじめ、一部の地域でNPO法人による自家用有償運送や任意団体による共助交通の導入など、地域公共交通の利便性の向上や補完的機能の確保に向けた整備・再編に取り組んできたところです。

特に、NPO法人や地域の任意団体によるきめ細やかな交通ネットワークにより、地域の高齢者等の外出促進に繋がっており、地域コミュニティの維持にも貢献していると考えています。

また、スーパーの撤退による関金地区等の中山間地域を中心とした買い物環境の確保や令和7年3月の鳥取県立美術館の開館など新たな課題や動きに対応するため、地域の様々な関係者と連携し、デジタル技術を活用した「予約型乗合タクシー」や、ゆっくりとまちなかを周遊できる「グリーンスローモビリティ」の導入など新たなモビリティを活用した仕組みづくりの検討も進めています。

地域公共交通を基軸に、高齢者等の外出機会やまちの活力を創出していけるよう、引き続き、地域関係者との共創により、地域公共交通の再構築に努めていきます。

(2) 利用者の利便性の向上のためバリアフリー化とシームレス化（連結・切れ目のない）交通手段を確保すること。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

地域公共交通の乗継ぎの円滑化を図るため、主な結節点である倉吉駅では、倉吉市交通バリアフリー基本構想に基づきバリアフリー化の整備を実施したり、路線バスやタクシーの車両に関しても、交通事業者が車両購入に対する補助金等を活用し、順次、低床車両への更新や車椅子乗車対応等のバリアフリー化を進めています。

また、現在、関金地区においては、予約型乗合タクシーの導入を検討しており、路線バスとの乗り継ぎ拠点を関金支所に設置し、乗合タクシーや路線バスの運行情報を案内しながら図書館や会議室、更には、3月31日にオープン予定の買い物拠点（関金ストア）で乗継時間も快適かつ安心して過ごしていただけるよう、路線バスの再編も含めて検討を進めています。

利用者の利便性向上のためには、乗継・待合拠点や車両のバリアフリー化・シームレス化は重要と考えていますので、引き続き、地域公共交通計画等の見直しの中で検討を進めていきます。

(3)移動困難者の対策をはかること。高齢化による運転免許証の返納者、買い物や通院、通学など日常生活における移動困難者に対して適切な移動手段を確保すること。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

地方の人口減少、少子高齢化の進展により、公共交通の利用者の減少に加え、公共交通機関のドライバー不足や高齢化、更には、運転免許証の自主返納制度や免許更新に必要な認知機能検査・高齢者講習の導入など高齢運転者に対する交通事故防止対策の強化により、地域公共交通の維持が困難な状況になりつつある中、その役割、重要性は高まっていると認識しています。

このような背景を踏まえ、現在、本市においては、県や中部4町、交通事業者等と連携し、令和7年度を始期とする地域公共交通計画の見直しを進めています。

交通を基軸に市民の暮らしが豊かで活力のある「暮らし良し倉吉」の実現を目指し、引き続き、地域関係者との共創による持続可能な地域公共交通の再構築に取り組んでいきます。

6. 低所得高齢単身女性に関することについて

(1)住宅セーフティネット法が改正されたことから、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録を増やすこと。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の登録は鳥取県が行っています。

本市においては、県や3市と共に鳥取県居住支援協議会に参画しており、協議会を通じて住宅の登録を促進していきます。

セーフティネット住宅情報提供システム (<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/>) では、鳥取県内で943棟6,602戸、倉吉市内で129棟947戸の登録(令和6年1月25日現在)がありますので、鳥取県居住支援協議会が設置しているあんしん賃貸相談員(東・中部担当相談員専用携帯電話090-7135-3686 E-mail anshin-e@tottori-takken.or.jp)にご相談ください。

(2)居住の継続が困難である低所得高齢単身女性に対し、優先的に公営住宅等への入居・転居を可能にすること。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して広くかつ公平に住民一般の利用に供せられるべき性質のものであるため、入居の募集は、特別な事由(災害、不良住宅の撤去、公営住宅の建替えによる住宅の除却等)がある場合を除き、公募によらなければならないこととなっていますが、本市では高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の世帯に対して、間取りや階層等を考慮した上で住戸を選定し優先募集を行っています。

また、公営住宅は親族2名以上での入居を条件としていますが、60歳以上の方には単身での入居を認めています。

新たに住宅を整備する際には全ての住戸のバリアフリー化を図っています。

高齢単身女性に限定した優先入居制度はありませんが、高齢者の入居に配慮した環境を整えています。

(3)入居時の「身元保証人」や「身元引き受け人」など家族にかわって、必要な手助けを行う支援事業を推進すること。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

本市が参画している鳥取県居住支援協議会の会員である居住支援法人の特定非営利活動法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所(倉吉事務所：見日町600 Tel：24-6551)が緊急連絡先、近隣迷惑行為時の対応、見守り、家賃滞納時の指導を行っています。

令和5年4月1日から連帯保証人の確保が困難な場合は、家賃債務保証業者と家賃に関する保証委託契約を締結することにより入居可能としています。

(4) 身元保証人等がないことのみを理由に、医療機関において入院を拒否することのないよう各病院・福祉施設に徹底すること。

(本市には市立病院・福祉施設がないため、回答なし)

7. 社会的孤立や孤独死の防止対策をすること

高齢者の社会的な孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細やかな見守りや支えあいの体制を整備すること。

ア) 地域包括支援センターや民生委員、町内会、自治会をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）・民間事業者（郵便配達・新聞配達・宅配ドライバー等）などの連携による効果的なネットワークを構築すること。

イ) 緊急通信システム事業の充実強化を図り、高齢者の孤立・孤独死防止を図るため、民間企業の活用など体制整備を講ずること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

高齢化の進展において、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するためには、社会参加を促す取り組みや、地域住民による見守り、支え合いが行われる地域づくりの取り組みが重要と考えております。

地域での身近な相談窓口の充実と重層的な相談体制や早期対応のための包括的支援体制の整備が重要であり、地域包括支援センターをはじめ、さまざまな関係機関・団体等と連携が図られるよう、ネットワークの構築に取り組んでいきたいと思っております。平成20年度からは県内25事業所と協定を締結し、住民生活に異常を発見した際、通報を受ける体制も構築しております。

緊急通報システム事業は、独居の高齢者、高齢者世帯等を対象に急病や災害等の緊急時、迅速かつ適切に対応するとともに、安否確認による不安感の解消をすることにより、高齢者等が安心して暮らしていただけるように実施しています。本事業について、事業開始当初に比べ、固定電話の利用が減少していること、連絡員の確保が困難化しているなどの課題が出てきておりますので、見直しを行っていききたいと思います。民間企業によるサービス等も増えていますので、それらの活用を含め今後の体制整備についても考えていきたいと思っております。

8. 高齢者の消費者被害防止をはかること

高齢者の消費者被害の防止に向けて情報の収集や提供、被害の相談、啓発や教育など消費者基本法にもとづき、消費者行政の推進、関係機関の連携強化をはかること。

【回答：地域づくり支援課 Tel 22-8159】

高齢者からのさまざまな相談は、地域包括支援センター、倉吉市市民生活相談窓口などで対応しており、消費者被害に関する相談をお受けした際は、中部消費者生活センターなどの専門の相談機関へつなぐなどすみやかな対応を行っているところです。

また、令和4年より地域包括支援センターを中心とした関係団体による「消費者被害情報共有会議」を設置して、高齢者等の消費者被害の防止に向けた情報共有を行うなど、関係機関と連携した取り組みも行っているところです。引き続き、消費者行政の推進、関係機関との連携強化を図っていきます。